

西日本高速道路株式会社九州支社福岡中央自動車駐車場回数駐車券利用約款

(通 則)

第1条 本約款は、西日本高速道路株式会社九州支社（以下「当社」といいます。）が発売する回数駐車券（以下「回数券」といいます。）の使用について適用します。

(発売券種)

第2条 回数券の券種、発売単位及び発売価格は、下表に掲げるとおりです。

券種	発売単位枚数	発売価格
500円券	45枚	19,750円
750円券	30枚	19,750円

(通用範囲)

第3条 回数券は、福岡中央自動車駐車場における駐車料金の支払いのみに使用することができます。なお、一泊利用時間（21時から翌日9時）にかかる駐車料金の支払いについても使用することができます。

(使用方法)

第4条 回数券により駐車料金を支払うときは、駐車券に引き続いて回数券を料金自動収受装置に挿入してください。ただし、一泊利用時間（21時から翌日9時）にかかる駐車料金については、500円券2枚と300円分の現金及びnimoca電子マネーまたはプリペイドカード（以下「現金等」といいます。）、750円券1枚と550円分の現金等で支払いすることが出来ます。なお、回数券を複数枚使用し全額を支払うことが出来ますが、その場合に差額の払戻しには応じられません。

2 回数券は未納金や割増金の支払いに使用することはできません。

(効 力)

第5条 回数券は1回の支払いにつき2枚以上使用することができます。

2 回数券は現金等と併用することができます。

(無 効)

第6条 回数券は、次のいずれかに該当するときは無効として回収し、駐車料金（割増金を含みます。）を現金で徴収します。

- 1 汚損又は破損等により磁気記録の読み取りが不能となった回数券。
- 2 券面表示事項又は電磁記録が改ざんされた回数券。

(払い戻し)

第7条 回数券の払い戻しは原則いたしません。ただし、福岡中央自動車駐車場利用約款第13条第2項に該当する場合は、第13条第3項により求めた金額を払い戻します。

(再発行)

第8条 回数券は再発行しません。ただし、汚損又は破損等により使用不能となったときで、券面表示事項又は電磁記録のいずれかを確認することができたときに限り、当該回数券を回収のうえ再発行します。

2 第1項の規定により回収した回数券は、理由のいかんにかかわらず返却いたしません。

(約款の変更)

第9条 管理者は、利用者の事前の承認なしに、利用約款の変更内容を当社ホームページに掲載する方法または当該変更内容に照らし適切な方法で、利用者に告知することにより変更することがあります。この場合の変更の効力は、当社ホームページに掲載した効力発行日または適切な告知方法において明示した効力発行日より生ずるものとします。

附 則

- 1 この約款は、平成17年10月1日から実施します。
- 2 平成17年9月30日以前に日本道路公団が発売した回数券については、この約款に基づき発売したものとみなし、この約款を適用します。

附 則

- 1 この約款は、平成22年4月1日から実施します。

附 則

- 1 この約款は、平成22年8月1日から実施します。
附 則
- 1 この約款は、平成26年4月1日から実施します。
附 則
- 1 この約款は、平成30年8月1日から実施します。
附 則
- 1 この約款は、令和元年10月1日から実施します。
附 則
- 1 この約款は、令和2年4月1日から実施します。